

福井県農業協同組合

（令和8年4月1日現在適用中）

1. 商品名	・ J Aマイカーローン（一般型）
2. ご融資対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 当 J A の組合員、または組合員以外で個人の方。 ※当 J A の組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となることができます。・ お借入時の年齢が満 18 歳以上満 75 歳未満であり、最終ご返済時の年齢が満 80 歳未満の方。・ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方。 ※個人保証の場合は、前年度税込年収が 200 万円以上ある方。 ※自営業の方の場合は、収入から必要経費を差し引いた前年度税引前所得とします。 ※新卒内定者で、入社月の 6 か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。・ J Aマイカーローンの返済実績が 2 年以上あり、少なくとも過去 1 年以上延滞のない方（以下「リピーター型」という）。・ 勤続または営業年数が 1 年以上の方。 ※新卒等の農業者・給与所得者、年金受給者の方は 1 年未満でも可とします。・ 自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっている方。 ※農業者以外の自営業の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家であること。・ その他、当 J A が定める条件を満たす方。
3. 資金使途	<ul style="list-style-type: none">・ ご本人またはご家族が必要とする次の資金（借入申込日から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）、個人間売買による購入は除きます。<ul style="list-style-type: none">①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）の購入費用（諸費用含む） ※自動車購入費用には、残価設定型クレジット契約の最終支払時における買取費用を含みます。②点検・修理、車検費用③保険掛金に必要な資金④運転免許の取得資金⑤カーナビ等のカー用品の購入⑥車庫建設資金（建設費 100 万円以内のものとし、ご融資金額は所要額の範囲内とする。）⑦他金融機関からの借換資金 ※リピーター型は対象外とします。
4. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none">・ 据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内（1 か月単位）・ なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大 6 か月）。・ ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内、または 15 年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。
5. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none">・ 10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）・ ただし、貸出実行時の年齢が 71 歳以上の場合は、200 万円以内（1 万円単位）とします。 ※所要額の範囲内とします。・ 組合員以外の方の場合は、10 万円以上 300 万円以内（1 万円単位）。・ 他金融機関からのお借換えの場合は、お借入残高の範囲内で、かつ上記限度額の範囲内となります。

商品概要説明書

J Aマイカーローン（一般型）

6. ご融資利率	・当 J A 所定の利率																		
7. 金利情報の入手方法	・現在のご融資利率につきましては、当 J A 窓口までお問い合わせください。																		
8. ご返済方法	・毎月元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる返済方法） ※ボーナス返済の併用もできます。ただし、年 2 回のボーナス返済の割合はお借入額の 50%以内とします。																		
9. 担保	・担保は必要ありません。																		
10. 保証	・福井県農業信用基金協会の保証または個人保証が必要となります。																		
11. 保証料	・ご融資時に、福井県農業信用基金協会に対し、所定の保証料（年 0.6%～年 0.8%）を一括でお支払いいただきます。 ・上記一括払いのほかに、約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（年 0.8%～年 1.0%）をお支払いいただく分割後払いもお選びいただくことができます。 ・個人保証の場合は、保証料はいただきません。																		
12. 団体信用生命共済（保険）	<p>・ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体信用生命共済（保険）名</th> <th style="text-align: center;">加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td style="text-align: center;">年 0.20%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院保障特約付団体信用生命共済</td> <td style="text-align: center;">年 0.30%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td style="text-align: center;">年 0.30%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td style="text-align: center;">年 0.35%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td style="text-align: center;">年 0.40%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td style="text-align: center;">年 0.25%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td style="text-align: center;">年 0.25%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td> <td style="text-align: center;">年 0.60%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.20%	長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%	団体信用生命共済（連生）	年 0.35%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.40%	がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.25%	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.25%	団体信用生命共済（ワイド）	年 0.60%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.20%																		
長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%																		
団体信用生命共済（連生）	年 0.35%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.40%																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.25%																		
がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.25%																		
団体信用生命共済（ワイド）	年 0.60%																		
13. 9 大疾病補償保険	・ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.50%																		
14. 手数料	<p>・ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税含む）が必要です。</p> <p>① 全額繰上返済手数料 5,500円 ② 一部繰上返済手数料 5,500円</p> <p>※②一部繰上返済をインターネット上で行う場合、手数料は不要となります。</p> <p>・ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500円の条件変更手数料（消費税含む）が必要です。</p>																		
15. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店、出張所、または金融部融資課（電話：0776-50-7621）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部融資課または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378）</p>																		

16. その他参考となる事項	<p>愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p> <ul style="list-style-type: none">・お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。・書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。・ご返済額の試算については、当JA窓口までお問い合わせください。・連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
----------------	--